

各都道府県（方面）公安委員会委員長  
庁内各局 部 課 長  
各 附 属 機 関 の 長 殿  
各 地 方 機 関 の 長  
各 都 道 府 県 警 察 の 長

警察庁乙官発第4号  
平成12年1月25日  
警察庁次長

警察教養規則の制定について（依命通達）

最近の一連の不祥事案を踏まえ、職務倫理教養及び幹部教養の一層の充実を図るため、このたび、警察教養規則（昭和29年国家公安委員会規則第12号）の全部を改正し、警察教養規則（平成12年国家公安委員会規則第3号）が別紙のとおり制定され、平成12年4月1日から施行されることとなった。

その趣旨及び要点は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

命により通達する。

記

1 規則の趣旨（第1条関係）

第1条は、警察教養についての基本的事項を、本規則で定めることを明らかにしたものである。

2 目的（第2条関係）

第2条は、個人の権利と自由を保護し公共の安全と秩序を維持するという警察の任務が国民から負託されたものであり、警察職員は職務倫理を保持することが求められることから、警察教養の目的として、「職務倫理の保持」を明示したものである。

3 内容（第3条関係）

第3条は、第2条の目的を達成するための警察教養の内容について、3つの事項を定めている。

第1号は、「警察職員の職務倫理及び服務に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第1号）」において示された「職務倫理の基本」を中心とした職務倫理を、警察職員一人一人に保持させることを明らかにしたものである。

第2号は、警察職員の能力を最大限に発揮させるとともに、適正な職務執行

を確保するためには、組織の管理者がそれにふさわしい能力を修得していることが必要であることから、階級及び職に応じたそれぞれの立場に見合った組織の管理者としての能力を養うことを明らかにしたものである。

第3号は、職務を適正に遂行するために必要な事項を整理したものであり、警察実務に関する次の内容が含まれる。

- (1) 法令に定められた手続に従って適正に職務が執行されるよう、法令を始めとする学術を修得させるとともに、警察の各分野に関する知識及び技能を修得させること。
- (2) 体力の維持向上を図るとともに、逮捕術、柔剣道等の術科の技能を錬磨すること。
- (3) いかなる事案が発生しても適切な対応ができるよう、これらの処理に際し、的確に判断する能力及び迅速果敢に対応する行動力を養うこと。

#### 4 方法（第4条関係）

第4条は、警察教養を職場教養と学校教養とに区分していたところ、今後、職務倫理の保持及び組織の管理者としての能力の養成を重視した警察教養を実施するため、これを警察学校等における教養及び職場における教養により一体的に実施していくこととしたものである。

#### 5 実施（第5条関係）

第5条は、警察教養においては、時代の要請に即し次代の警察官を育成していくことが求められることから、警察を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、今後の警察教養の方向性を示すことが警察庁長官の責務であることを明確にしたものである。

また、警察教養において、社会一般に通用する幅広い知識や見識を養うため、学識経験者等の部外の者による教養を積極的に実施すべきものとした。

#### 6 細目（第6条関係）

第6条は、本規則が警察教養についての基本的事項を定めた規則であることから、警察教養制度の細則に関しては、警察庁長官が定めることとするほか、都道府県警察の職員に対する警察教養の細目については、都道府県公安委員会規則で定めることとしたものである。

警察教養規則の全部を改正する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(この規則の趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、警察教養の基本を定めることを目的とする。</p> <p>(目的)</p> <p>第二条 警察教養は、警察職員一人一人が、警察法の精神にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、職務に係る倫理（以下「職務倫理」という。）を保持し、適正に職務を遂行する能力を修得することを目的とする。</p> <p>(内容)</p> <p>第三条 警察教養は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 職務倫理を保持させること。</li> <li>二 階級及び職に応じた組織の管理者としての能力を養うこと。</li> <li>三 警察に関する学術を修得させ、職務を適正に遂行するための警察実務に関する知識、技能、体力、判断力及び行動力を養うこと。</li> </ol>	<p>(この規則の目的)</p> <p>第一条 この規則は、警察教養に関する基本を定めることを目的とする。</p> <p>(警察教養の目的)</p> <p>第二条 警察教養の目的は、警察職員が、警察法の精神にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、人格を磨き、学術を修め、実力を養い、もって公正明朗且つ能率的に職務を遂行し得るよう、これを教養するにある。</p> <p>(警察教養の本旨)</p> <p>第三条 警察教養は、第二条の目的を達成するため、次に掲げる要目に従って適切に行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 民主警察の本質と警察の責務とを正しく認識せしめること。</li> <li>二 警察の士気を盛んならしめ、明朗にして、しかも紀律の厳正な協同精神を養うこと。</li> <li>三 公正明らかな品性と円満な良識とを養い、警察職員として必要な資質を磨くこと。</li> <li>四 警察に関する学術を修得せしめ、特に警察科学の最新の発展に応じた科学的な知識と技術とを養うこと。</li> <li>五 警察実務の習熟を図り、適正な判断力と敏活な行動力とを養成すること。</li> <li>六 体力を練り技能を磨くこと。</li> </ol>

(方法)

第四条 警察教養は、警察大学校、法科学研修所、皇宮警察学校、管区警察学校、警視庁警察学校、道府県警察学校その他の教育訓練施設（以下「警察学校等」という。）及び職場において行うものとする。

2 警察学校等における警察教養は、警察職員が採用されたとき、昇任するとき、その他一定期間職場を離れて集中的に教養を行うことが必要と認められるときに行うものとする。

3 職場における警察教養は、警察職員が職務を遂行しながら修得すべき内容について、日常的に行うものとする。

(実施)

第五条 警察庁長官は、警察を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、警察教養の重点を示すものとする。

2 警察庁長官、警察庁の各附属機関及び地方機関の長、警視総監並びに道府県警察本部長は、前項の規定により示された重点に関する事項について、計画的に警察教養を実施しなければならない。

3 前項に掲げる者は、教養内容に応じて、学識経験者その他適当と認められる者による教養を行うことに留意しなければならない。

(細目)

第六条 この規則に定めるもののほか、警察教養制度に関し必要な事項は、警察庁長官が定める。

2 この規則及び前項の規定に基づき警察庁長官が定めるもののほか、都道府県警察の職員に対する警察教養に関し必要な事項は、都道府県公安委員会規則で定める。

(警察教養の区分)

第四条 警察教養を分けて、職場教養及び学校教養とする。

2 職場教養とは、警察職員が職務を遂行しながら修得すべき内容について、日常的に職場において行う教育訓練をいう。

3 学校教養とは、警察職員が採用されたときその他一定期間職場を離れての教育訓練が必要と認められるときに、警察学校その他の教育機関において行う教育訓練をいう。

(警察教養実施の義務)

第五条 警察庁長官、管区警察局長、東京都警察通信部長、北海道警察通信部長、警視総監、道府県警察本部長及び方面本部長は、所部の警察職員に対して、常に職場教養を行うとともに、必要な学校教養の課程を修めさせなければならない。

(警察教養実施上の注意)

第六条 警察教養の実施にあつては、社会状況の進展に配慮するとともに、警察実務の実際に即するように留意し、且つ、被教養者の階級及び職務に適合して適切に行うようにならなければならない。

(警察教養実施の細目)

第七条 警察教養の実施に関し必要な事項は、この規則の定めるところに従い、警察庁長官が定める。

第八条 この規則及び前条の規定に基づき警察庁長官が定めるもののほか、都道府県警察の警察職員に対する警察教養の実施に関し必要な事項については、都道府県公安委員会又は方面公安委員会が定めることができる。